

令和8年2月5日  
九州森林管理局

## 九州森林管理局における指名停止措置について

九州森林管理局は、本日、工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行ったの  
でお知らせします。

なお、指名停止措置を受ける業者名及び指名停止期間等は別紙のとおりです。

### 問い合わせ先

九州森林管理局 総務企画部  
電話：096-328-3520  
担当：経理課長補佐

(別紙)

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止の措置を受けた業者名及び住所

村上建設株式会社 鹿児島県奄美市名瀬小浜町29-9

### 2 指名停止の期間

令和8年2月5日～令和8年3月4日（1ヵ月）

### 3 指名停止措置の範囲

九州森林管理局管内

### 4 指名停止の理由

本件については、村上建設株式会社の従業員が、令和6年4月15日、鹿児島県奄美市の大熊漁港において、同社が所有する船舶を洗浄した際、洗浄水に混入した燃料油を過失により同漁港海域に排出させた件について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）違反で名瀬簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年1月15日にその刑が確定した。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

### 5 参考

工事請負契約指名停止等措置要領の制定について

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内